

神戸市須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市須磨区マスコットキャラクター「すまぼう」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、神戸市に属する。

(貸出目的)

第3条 着ぐるみは、公益的活動の推進を目的として、須磨区の PR および地域の活性化に資するイベント等で使用するとき貸出することができるものとする。

(貸出承認)

第4条 貸出希望者は、あらかじめ FormBridge (Web フォーム) に必要事項を記入し、須磨区長(以下、「区長」という。)の承認を得なければならない。ただし、FormBridge (Web フォーム) の利用が困難な場合は、「すまぼう着ぐるみ貸出申込書」(様式第1号)を区長に提出することができる。

2 区長は申込内容について審査し、適当と認める場合は、申込者に貸出承認の通知を行う。

3 以下のいずれにも該当しない場合にのみ承認するものとする。

ア 区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのある使用。

イ 法令又は公序良俗に反するおそれのある使用。

ウ 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのある使用。

エ 営利目的の活動での使用。ただし、区長が特に認める場合の使用を除く。

オ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例に反する使用。

4 区長は第2項に規定する貸出承認の通知を行った後であっても、区の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出の承認を取り消すことができる。

(使用料)

第5条 使用料は無償とする。

(貸出物品)

第6条 「すまぼう」着ぐるみ及びその付属品とする。

(貸出に関する遵守事項)

第7条 第5条の規定による承認を受けた者(以下、「借受者」という。)は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「すまぼう着ぐるみ取り扱い説明書」の記載事項を遵守し、適切に使用すること

(2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

- (3) FormBridge への登録内容どおりに使用すること。
- (4) 貸出承認の通知に記載された貸出期間を遵守すること。
- (5) 火気、水周り及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第 8 条 区長は、次の各号に該当する場合には、第 4 条の承認を取り消す。

- (1) 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

(原状回復)

第 9 条 着ぐるみを汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 借受者は、着ぐるみの使用に関し、借受者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、借受者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(市の責任)

第 11 条 着ぐるみの使用の承認に起因して、借受者が被った損害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(個人情報の取り扱いについて)

第 12 条 市は、申込書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 11 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。